

分を含んだ数字であります。

昭和三十一年度分の特別交付税の配分につきましては、従来のように警察費の基準財政需要額の修正、それから災害関係の増減、それから災害関係でありますが、災害関係の地方債の元利償還金、いわゆる単独災害でありますこの元利償還金、それから交付公債の利子、こういったものを中心に見て参っております。特別交付税の技術的に特に改善いたしました点は、従来あまり重要視しておりませんでした地盤沈下、地盤変動、それから海岸浸蝕、こういったものの地方債を災害並みに扱っている。言いかえれば準災害的な取扱いをいたしましたことが一つであります。

それからそのほかで大きく変えまし
たことは、いわゆる新態容補正という
言葉で呼ばれております公債費対策の
一環として、府県の投資的経費にかか
る財政需要額を補正をいたすことを去
年からやつたのでありますが、この補
正方法が必ずしも完全ではございませ
んでしたので、これを若干補正いたし
まして、特別交付税で是正いたしてお
ります。

それから災害によりまする被害農林漁業者に對する營農資金の利子補給でありますが、この利子補給の見て参ります割合が、従来は二割八分五厘であつたのであります、これを大体五割程度に引き上げの措置をとつたのであります。かような措置をとり得ましたことは、主として昭和三十一年度にあるであります。災害が非常に少かつたのであります。災害關係の現年発生災害の基準財政需要額なり、あるいは基準財政収入額なりの補てんというものの

を十分になし得たのでありまして、なおかつ金がある程度余った。従いましてその金をこういった準災害的なものに持ってこさせた、こういうような結果になっております。

そのほかの問題につきましましては従来から特別交付税の配分方式と比べまして特に變つた点はございません。ただ特別交付税一般のやり方といたしましては、むしろ基準財政需要額なりあるいは基準財政収入額なりの算定方法をさらに合理化いたしまして、そちらの方でなるべくカバーする。特別交付税の額というものはむしろ普通交付税の額がふえて参りますと、それに伴ひまして、これはむしろ割合を落していこうという方向に考えていくべきだと思うのであります。ただ昭和三十二年度につきましてその措置をとりませんで、従来通り八割の額を据置きましたのは、市町村民税の改正に伴う第二方式の補てんの問題等もございますので、一応従来通りの割合にいたしておる次第であります。が、方向といたしましては金額に一定の限りがありますし、その特別交付税によつて見るべき要因というものは非常に数多い。最近の傾向ではむしろ特別交付税を一種の予備費的な錯覚を起してこれをこらんならぬと、方々もあるような次第でありまして、そういったことから常に特別交付税というものが問題にされますので、この性格を明確にするためにも特別交付税の額というものは、むしろ当年に発生した新たな事項あるいは七月一日以降において生じた新たな理由、どうしても救いがたい技術上の算定の難点をカバーするという点だけに限るべきであると考えております。

○川村(繼)委員 この特別交付税の額は百四十億程度、あるいは百三十億程度というのが年々使われてきておるのじゃないかと思われるのですが、今課長から説明がありましたように、確かに特別交付税というものは問題がいろいろあると思います。従って普通交付税が配付された後において特別交付税というものをねらって、各地方団体がいろいろ自治庁に折衝する度合いが強い、こういうことがあるわけですから、そういう点においても問題が残っておるのじゃないかと思えます。しかしそうかといって今特別交付税をなくしてしまふということにしては、これはとてももやつていけない。やはりこの特別交付税という緩衝財源とでも申しますか、こういう方法が残つておつて、その年度々々に突発するいろいろの財政の需要がまかなつていけるというふうに考えるわけで、これを今一筆になくするというわけには参らぬのじゃないか、こういうことも思うわけで、年々百三十億か百四十億程度を出しておる。ことはさきの交付税の割でいきますと、百四十億程度出てくる、こういうことになるわけですが、私が今ここで懸念しておりますのは、今まで百三十億や百四十億程度を特別交付税で見ておるわけですが、これの配付あるいは支出について、三十一年度あるいは三十二年度の実績を顧みて、この金額の配付について十分であつたとか、あるいは非常に困つたとか、もう少し特別交付税の金額が多くなつた方がよかつたのじゃないか、そういう点について何か見解がありますか。この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○小林(徳)政府委員 特別交付税の額がどれだけあったらいいかという問題は、一つの問題だろうと思います。しかしながら今交付税の本質から考えまして、われわれといたしましてはできるだけ普通交付税で見るときものは見るという基本的な考え方をとるべきでありまして、特別交付税はほんとうの特殊な、先ほど柴田君の方から申し上げましたような問題だけに限するという基本的な考え方を私はとっていくべきだろうと思います。それで各地方団体の要求額から見れば、これが常に少ないことは明瞭でございますが、こういうことで多かったか少なかったかという議論になれば、それは要求してございりますが、われわれといたしましては絶対額をこれ以上ふやすのが適当か不適当かということになれば、必ずしも適当とは考えておりません。それで今年の問題につきましても、相当議論をいたしましたのでございますが、先ほど申しました通り住民税の改正等に伴う措置もございまして、一応据え置いたのでもございまして、私はこれ以上ふやすことなく、むしろ配分をなるべく一般的に基準化すべきものは基準化する。それでほんとうに災害その他特殊なものだけに限定するという方針でやはりいくべきだと考えております。

○川村(健)委員 そこで長官にちよつとお尋ねしたいと思いますが、今まで委員会では長官からいろいろ御所見を伺った中に、今財政部長も言われたように、今度の住民税の減収、特に第一、第二課税方式の問題についての減収分の四十九億が出てくる。それについては特別交付税で見ている、こう、こう

いうような説明もあったようでありまして、これを全額見るかということになると、前には大体半額程度見ていうじやないかというような説もあったようであります。いずれにいたしましても、今の住民税の税率改正に伴う減というのとは、特別交付税で見ていくということが一つの方針になっているところが大臣のお話では、給与改訂に伴ういろいろの問題が出てくる。そういう場合にも足りない分、いわゆる完全によつて足りないようなときには、特別交付税で見える、こういうことも大臣は言明なさつたわけです。そのうちのをいろいろ積み重ねて参りますと、今大臣の方で言明なさつた分を加えても、やはり四、五十億あるいはそれ以上の分が特別交付税で見ていかなければならぬ、こういう一応この委員会の質疑あるいは所見等の発表の中に、ひもがついたような格好になつてきております。今年は、大体この前の交付税で見ると、特別交付税というのは今のところは百四十九億ばかり出てくるようでありますが、そのうちから五十億、そういう給与改訂あるいは住民税の減税に見合うものを出していけば、残りは百億、こういうふうに一応大ざっぱに計算してみましても、こういう百億くらいのもので、今までのような三十一年度、三十二年度で見てきたような立場で、特別交付税というものを置いていけば、すいぶん地方の団体の要求に応じられない結果が出てくるのではないか、こういうことを感ずるわけですが、その辺についてどのように考えておられますか。見通しをちよつとお聞かせおき願いたいと思います。

○小林(興)政府委員　ちよつと私から

先にお答え申し上げます。今度の制度改正等に伴う今の住民税等の始末につきましまして、しばしばここで話のあります通り、ある程度見ざるを得ないと思っております。納額はおっしゃいました通り相当なものでございまして、そういう増額部分は大体その始末の方に充てることになりまして、あの経費は従来並みのことを考えざるを得ないと思っております。それで特別交付税の配分のときに問題になるのは、結局大きな災害があるかないかというところが基本だろうと思えます。大きな災害があれば、そちらの方に集中的にやらざるを得ないし、それがなければその経費を一般的に流す、流すというところと語弊がありますが、そういう措置をとらざるを得ないと思うのでありまして、われわれといたしましては、地方団体はいろいろ注文が多いだろうと思ひますけれども、特別交付税の配分としてはまずこの程度がほとんどじゃないか、結局地方団体全体の財源分からどう配分するかという問題になりまして、そういう特殊な問題があればそこへ集中的にいくし、そうでなければそれに準ずるような問題に分けることが可能である。そこで一般の地方団体におきまして、これをあまり予備費か何かのように目当てにされる考え方は、やはりこれは考えてもらわなくてはならぬのではないかと、恒常的な経費は普通交付税を基本にして問題を考へるという考え方ははつきり取り進めて参りたい、こういうふうに存じておるのでございます。

○川村(總委員) この特別交付税の取扱いについての方向は、いろいろ問題が出てくるようでありまして、今お話があったような考え方で進められる方がよいのじゃないかと思ひます。それならそのように、やはり初めから住民税等の減収に伴うものは特別交付税で見るとか、あるいは給与改訂の不足分といふことが、つじつまが合わないところは特別交付税で見ると、こういうような態度で出られるというところはおかしなことだと思ひます。結局そういうものが今度は地方団体の一つの当てになってくる。そうするとあなたたちが今言っておられるところの方向と食い違つてくるのじゃないか、そういうことを考えますから、それならそのように初めからちゃんと普通交付税で見えていくような確たる方針を持つていかれることがよいのじゃないか、こう私も思つてゐるわけですが、しかし今のようなことでございまして、そのあたりの考え方をお聞きします。方針は方針として一応いいことですが、それはそれとして、従来とてきたような方針でやるとなれば、三十二年の特別交付税は非常に窮屈な立場に立つのじゃないか、もしもちょっとした災害でもあったら窮屈な状況になる、こういうことが考えられるのですが、さっきのように住民税の減収分とか、給与改訂分を特別交付税で見るといふことでありますから、それを見たとしたならば、残りには非常に少なくなる。毎年百四十億程度出ているわけ、今年も百四十九億程度あるのだから、少なくなる。それを配付しようになると、非常に窮屈な思いをするようになるのじゃないか、これを聞いておるわけですが、その辺のところはどのように考へていこうとしておられるのか、一つ説明を願つておきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 お話の通りの問題があるかと思ひます。それで住民税の補てんの方法につきましては事務局の方針を研究いたしておきまして、これは何らか一定のルールをきめてはつきりした方がよろう、こういう考えであります。そうしなければ地方も援に困るだらうという考えでおります。あとの問題になってきますと、結局災害が起きるか起きぬか、その規模がどうか、きつめて率直な話でございしますが、これが特別交付税の配分を決するべきかと思ひます。これは非常に大きなものができればそこに食われてしまふし、そうでなければその分はほかに回すことができる。これはわれわれといたしましては全く予測もできませんものだから、もともと特別交付税はそういう問題を中心に考えられてきたものだらうと思ひます。ございしますが、それがいいと、まあどっちかといへば全体に行きわたるような形で配る結果になるものでございまして、地方団体がそれぞれを予定財源視するといふ問題が出てきます。そのところはわれわれといたしましては非常に苦勞するところでありまして、災害のことです。それから年度をある程度経過しなければ見当がつかない、そういうことが実際悩みの種でございまして、とてつもない非常な災害が起る限りは、まあまあどうにか始末がつくだらう、起つてしまふ被災地の特別交付税の額は勢い少なからざるを得ない、そういう点だけはこういう結果にならざるを得ないと思ひます。

○川村(總委員) そこで、これはやらなければならぬことですから、いろいろ委員会でも説明願つても差しつかえないのですけれども、いろいろ審議の途中において財源が足りないというように点が指摘された場合に、何かしら特別交付税を取っておきのもののように考へて、足らないところを追及されていくと、その点は一つ特別交付税で見ると、その点は一つ特別交付税で見ると、そういうこと、やっておられるのが困るのじゃないかと思ひます。足らないところは足らないとしてちゃんと始末をしてもらわなければならぬ。その点は足りないから一つ特別交付税で見ると、しましやうと言われると、結局いい結果にはならない。あなたたちが考へておられるような方向とも通に動いていく。そこでこの委員会でも交付税の税率についてはたびたび言われたことで、今日まで大臣初め皆さん方が非常に御苦心なさつて、いよいよきょうは結論が出るという段階になつてゐるわけでありまして、二六%という原案についても非常に不満がある。これはわれわれ社会党だけでなくて皆さん御不満なようでありまして、二六%が御不満なのは今申し上げてゐるいろいろな不足な点がはつきりしてゐるからで、そこで税率を引き上げてやつていくことが一番いいことなんですから、なかなかそこまでの結論が出ない。出ないとなりますと、今度は地方団体が一年間財政を運営していく場合に何かと思はざる問題が出てきて、結局十五関係の特別交付税で始末しなければならぬ問題が出てくるのではないかと。こういうことは、一応第一、第二の住民税の減収分とか、給与改訂分とかいう問題を抜きにしても出てくるわけですが、そ

うなりますと三十二年、三十一年度に皆さんが始末したような特別交付税の額は必ず入り用な額になつて出てくる。そういう非常に困難な状態におかれてゐるのに、税金の減収分は特別交付税で見るとか、給与改訂の分で見ると、そのところは特別交付税で見ると、こういうことで、初めから言ひのがれをしていくような格好でやつていくことにしては、非常に問題が残るのじゃないかというところを考へてゐるわけですが、その点はこの後の運営にもあるわけでありまして、地方の自治団体の財政上おもしろくない状態が出てくるのではないかと、これを考へるわけですが、この際給与関係は財政部の方ではないと思ひますが、大臣にちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

給与改訂も、いよいよ地方公務員に実施しなければならぬ段階になつてくるわけですが、各地方団体の給与の改訂について自治庁としてはどう御方針でお臨みになつておられるのか、大体決定してゐること、あるいはお考へになつてゐることがありますら、この際明らかにしておいていただきたいと思います。と申しますのは、改訂に伴う準則と申しますか、そういうものを作つて指示をされるのか、あるいは改訂に伴つて自治庁としてやられる具体的な指導的な問題があるましたら、一つお示しを願ひたい。

○田中(総務大臣) 給与改訂のやり方でございまして、大体において二つに分けて考へております。

一つは再建指定団体の場合と、それ以外の場合という考え方でございま

す。赤字であるとかないとかかわらず指定を受けておらない団体につきましては、国家公務員の態様が細目に至るまで決定されるのが近いと思ひますから、その方針の決定を待ちまして、全面的にこれに右へならえをせしめるといふ方向に向つて通牒の用意をいたしまして——まだすつかりできていないわけではございませんが、全国に通牒を出す考えでございます。その内容は国家公務員の給与改訂の線に全面的に従う方針でございます。

それから赤字再建指定の団体につきましては、文字通りそういうふうにも参りかねる点がございまして、この問題は別に取扱いすべきものと考えておりますが、しかしながら何れも答弁の中で申し上げておりますように、赤字再建の指定の団体であるといへども、このたびの給与改訂及び本年度の定期昇給につきましては、極力百パーセント右へならえをするように、実現をすることを指導してまいりたい。ただあまり数は多くないかもわかりませんが、財政状況の非常に悪い団体、もう一つは比較的悪いにもかかわらず給与単価が他の類似の団体と比較すると高くないと考へられる団体、こういう単価も高く財政状況も悪いというような団体につきましては、過去のベースの抑え方、あるいは定期昇給の延伸のやり方等、そういう諸般の事情を考へまして、これに対しては若干の制約はあるいはやむを得ないのではなからうかと考へておりますが、この点につきましても極力百パーセントに近い線においては、やらす、やらさぬにかかわらずという方針を指示いたしますれば、各

団体について再建計画の変更を持ち込んでくるわけでございますから、その變更に対してオーケーを与えます際に、そういう方針をとつていきたい。大へん大ざっぱで恐縮でございますが、そういうふうに二つに分けて考へているわけでございます。

○川村(總)委員 大体的な方針を伺つたのでありますが、再建団体と、再建団体でない団体とお分けになった根本的な理由を、もう少し詳しくこの際お聞かせ願ひたいと思ひます。再建団体は困から金を借りて財政再建をやつていふじゃないか、やつていふのが勝手には困るというふうな考えから出てきているのか、その点がぜひ聞かせていただきたい問題だと思ひます。

それから大臣のお話を聞いておりますと、それであつてもできるだけ百パーセントにやろう、そこは非常に、何といひますか、長官としてのありがたさといひますか、親心から出ておる言葉でありますけれども、そのあとに続いたお言葉が、しかし類似団体と比べてみたり、あるいはそのほかいろいろ条件を考へて制約することもやむを得ない、こういうことがありますと、これは私をして率直に言わしめると、できるだけ百パーセントやりたいとおつちやつておられますけれども、再建団体は制約を受けるのが当りませんでした。だから計画變更を申し出てもこれを制約をするぞ、こういうふうにも聞き取れるわけですが、それはそれといたしまして、再建団体とそうでない団体とお分けになったその辺の根本理由と申しますか、それをもう少しお聞きしたいと思ひます。

○田中國務大臣 やや理屈にわたりますが、地方公務員の給与は、本来は国家公務員に右へならえをして、中央の指示を待たず自主的にやるのが建前であらうと思つておるのであります。自主的にやつてもいいのであります。そこで建前といたしましては、赤字であらうが、なからうが、再建団体であらうとなからうと、これは自主的に百パーセント右へならえをするというところが原則論としては筋なのであります。それにとかく制約を加えようとか、手心を加えようという考え方は、私の方ではむしろ間違ひであるといふ積極的な考えを持つておくらうなものであります。しかしながら、再建団体につきましても計画變更という段になつて参りますと、御承知の財政の再建法、その法律の精神に従ひまして、やはり一定の制約を加える。再建の建前から一定の制約の結果において加えることになるということが、やむを得ざる——これはいやなことなんでありま

すが、やむを得ざる考え方であらうという考えに立つておるのでございまして、そこでものが言いくいので、なるべく百パーセント、なるべくと言つてどこがいけないのか、こうなつて参りますと、これをしほり上げました結果は、比較的単純にも高く、財政状況も悪い、そして今までの延伸の程度にもよりましようし、最近の例をあげれば、今の改訂の場合を除く直近のものに申しますと、昭和二十九年一月一日の給与ベース改訂というものが一番近いものになります。赤字再建の団体であるがゆえに、これを遠慮しておる団体もありましよう。しかしこれはこれで、赤字といへども遠慮をしない

ですつぎ給与の改訂を行なつて財源を使つておる、そしてベースを上げておるといふ団体もございまして。だいたいそこには区別があらうかと存じます。過去においてのベース改訂に遠慮をしておるところと、遠慮をせずにやつておるところと、延伸しておるところとしないところと、延伸の程度の違ふところと、こういうふうにかまくながめますと程度の差がございまして。加ふるに、その団体における財政の事情というものも、これを考へていく必要があるのではないかと、こういうふう

に考へますので、どうも私の考えはその点におきましては再建法にとらわれた考え方になるわけでございます。しかしそういう再建の立場にとらわれて、制約やむを得ないなどということは、これは極力その範圍を縮小いたしまして、御意向に沿うようにいきたい、こういう考え方でありまして、そのことをすべて抜きまして、赤字と赤字でないとかかわらず、再建団体であるといふなどにかかわらず、全面的に右へならえをするのですということ、ここにおいてはずつくり申し上げかねるといふ考え方がございまして、極力それをやる考えでありまして、それじゃ何果と何果といふことのお話が出て参りますと、それは再建計画の内容を拝見した上でというよりほかに申し上げようがないわけでありまして、今の見通しでは、今言つたような制約を受けざるを得ない団体は、ごくわずかではなからうかというふうに考へておるわけでございます。

○川村(總)委員 これは幾分交付税も増額される、あるいは財政計画の上でも給与改訂が四百数億の増が見てある。これで大体今度の給与改訂の地方公務員の分もやれるのである、こう一応財政計画上は見えておられるようでありまうけれども、実際は各地方団体では、今度の給与改訂についてそう楽とやれるというふうには見ていないやうでありまして、今度の給与改訂には相当苦心を要するといふやうに考へておるのが實際のやうであります。特に自然増収等の少い地方団体においては、そういう見通しを持つておるやうであります。そこで以前ここでお尋ねしたときに、そういうような給与改訂等について、もしも国家公務員並みの、あるいはたびたび長官が言つておられるように、右へならえができないような窮乏な団体には特別交付税で見やるんだ、こうおっしゃつた。そこで私先ほども特別交付税の問題をちよつとお聞きしたのでありますが、今度の給与改訂について、いろいろ長官としても、自治庁としても苦心をしておられることはよくわかります。そこで今大臣からいろいろお聞きいたしましたことについて、いろいろ問題がたふさんあるわけでありまうけれども、一つ具体的に言つてはどうかと思ひますが、ある県なら県という名前などをあげるとは別にいたしまして、ちよつと具体的に今の問題に付随してお聞きいたします。

ある団体が再建団体である。ところが今度の給与改訂について、どうも今のままでは国家公務員に右へならえしたところの切りかえはできやうにならぬ、現在も非常に給与が低い、現在も国家公務員より幾分下回つておる。そこで今度の給与改訂については、ぜひとも国家公務員並みには改訂をやりたい

いと思っておるけれども、どうも財政的にうまくいかぬ。こういう場合に苦慮をしておる。そういう場合には、前々から大臣の言明からいいますと、国家公務員並みに右へならせさせるために、交付税をもらつても幾分の財源が足りないというときに、その足りない分の幾分かを特別交付税で見つてやられるというところにわれわれは解釈してゐるわけですが、それはそれといたしまして、もしも給与改訂に伴つて財政の再建計画等の変更を持ってきたような場合、そういうものを差し出したような場合に、国家公務員並みに切りかえるという計画があつた場合に、それをそのまま認めてやられるのかどうか。それは、お前のところは苦しいからちよつと無理だよ、現在のまま、国家公務員より幾分下回つておるけれども、その下回つたまま切りかえて出せ、それでやれ、こういうふうな指示なさるのか。大へん先のことでありまして恐れ入りますけれども、現在長官のいろいろお考えになつております方針からしますとお答えが願えると思ひますので、一つ率直にその辺のところをお聞かせを願ひたい。

○田中事務大臣 そういふ場合に、そういう指示をいたしますようなことが、数は少ないことと想定をいたしておりますが、間々あるかと存じますが、それから財源の点でございまして、そういう場合の財源措置は、これは結果においては給与に用いることになるのでありましようが、建前といたしましては、一般の財源として特別交付税を見る場合に極力これを見ていく。しかしその場合には、その受けました財源がどこで使われるかということは、また先方の御自由ではございますが、結局、給与ということに原因があればそこに流れるという結論になるうかと存じます。あまり数多い例ではございませうが、あるいはこの程度において遠慮してくれぬか、さらに計画のやり直しをしてくれというようなことが全くないとは言ひかねるのでもございませう。かたい話のようで恐縮であります。再建の立場というものをあくまでもこだわりたいと思はれますが、それを尊重していくという立場から申しますと、少数の特別の事情の果につぎましては、給与も高く財政事情が悪い。過去の延伸の状況とベース・アップの抜きの状況を見ました上では、あるいはそういうことのある場合があるうか、こう考へております。なるべくそれを百パーセントに近いものでやつていただく。財源の足らざることに努力をしていきたいと存じております。

○川村(維)委員 大へんくどいようでありますけれども、今大臣の御説明でよく了解されるわけですが、もちろんそういう特殊な、非常に無理なと申しますか、あるいは苦しいというのですか、そういうどうしようもないというふうなところもあるいは一、二出てくるかもしれないと想像するわけですが、そうでなくて、一つの果なら果が、自分の持つておる財源等をよく研究いたしまして、この際少し無理だけれども、現在の低い、国家公務員よりも下回つておる、ちよつと引き上げると国家公務員並みになる、この国家公務員並みに一つなして切り上げて改訂したい、しかもその財源は、この再建計画に今のところ少し苦しいんだけれども、長い目で見ると決してむづかな計画ではない、こういうようなことについては、これはやはり大臣としては、この給与改訂を伴う計画については認めていただく、こういうふうな大臣の今の御説明から解釈いたしては、一応そのすが、給与改訂については一応そのように解釈をしておいてよろしいか、一つ念のためにもう一回……

○田中事務大臣 その通りの方針でやつていきたいと思います。

○門司委員 他に御質疑はございませぬか。――別に御質疑がございませぬようですから、本案に対します質疑を終了したいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員 御異議ないものと認めまして、本案に対する質疑は終了いたしました。

ただいま北山愛郎君から、本案に対する修正案が委員長の手元に提出されておりますので、提出者より趣旨の説明を求めます。北山愛郎君。

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案

地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条の改正規定中「百分の二十六」を「百分の二十八」に改める。

○北山委員 私は社会党を代表して、地方交付税改正の政府原案の一部を修正することを提案し諸君の御賛成を願ひたいのであります。

修正の内容は、お手元に配付しましたプリントに示された通りであります。

が、昭和三十三年度から、同法第六条に定める交付税の率を、百分の二十六から百分の二十八に引き上げようとするものであります。

地方財政の現況は多少の改善を見、赤字の増加傾向は鈍化したといわれまが、その内容は決して楽観を許さないものであります。これは自治庁の報告あるいは委員会における答弁等に見られるように、特に行政水準の低下の事実はおおいがたいものであるであります。また同時に、国民経済の地域的な不均衡は地方団体に貧富の差をはなはだしくし、調整財源としての地方交付税増額の必要もまた高まつてゐるものであります。同時にまた、昭和三十三年度地方財政計画についても、給与改訂や公共事業等の増加に伴う地方負担の増高は著しいものがあるのであります。地方六団体の指摘する財政計画上の歳入不足額は約四百五十億、そのうち三百七十億円というものは交付団体の分となつておるのであります。また国の減税がなかつたものとすれば、交付税率を二五％に据え置いたものとしても、二千二百億円が当然、本年度地方に配分されるべき交付税額となつたのであります。減税政策の結果生じたところの地方の交付税の自然的な減収というものは、地方制度調査会の答申の通り、税率調整によつて補てんすることが交付税の建前であると存じます。

これが、今回交付税率を百分の二十八まで引き上げようとする主たる理由でございまして、なおこの改訂に伴ひまして、単位費用等の改正もまた当然必要になつてくるのでありますけれども、これは技術的にもなかなかむずかしい点がありますので、この修正がもし成立をいたしますならば、地方交付税法の第十二条第三項を援用いたしまして、閉会中政令でこれを措置をして、次の国会で改正をやるということがやむを得ないのではないか、かように考へております。

最後に、われわれが長い間、与党、野党共同修正の方針に基いて、特に与党の委員諸君が非常な努力を傾けられたにもかかわらず、その修正が実現を見ないような状況に立ち至つたことにつきましては、心から遺憾の念を禁じ得ません。与党の諸君の御苦心に對し心から敬意を表し、本修正案提出の趣旨説明といたします。(拍手)

○門司委員 本修正案に對しまして、質疑はございませぬか。――御質疑がございませぬので、質疑は終了したことにいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員 それでは、質疑は終了したことにいたします。

この際、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣の意見を聴取いたしたいと思ひます。田中事務大臣。

○田中事務大臣 ただいま修正案御提出の趣旨を承りました。御説は道理の上からまことにごもっともなことであると存じますが、政府は、すでに提出をいたしました予算案についても国会の御承認をいただいて、予算の成立を見ておるような事情もございまして、今年度よりこの修正の通り行ふということは、予算の面から大へん窮屈なことになりますから、今国会においてこれを御修正いただくということに關しましては、まことに遺憾ながら

賛成することができないわけでございます。

○門司委員長 では次に、原案並びに修正案を一括して討論に付します。討論の通告がございましてこれを許します。加賀田進君。

○加賀田委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となっておりまして地方交付税法の一部を改正する法律案に対して反対を申し、わが党の提出しております修正案に対して賛成の討論を行わんとするものであります。

今次の地方交付税法の改正の内容は、第六条の従来の二五%を二六%に改正し、なおそれに必要な基準財政需

要額の単位費用等の改正する簡単なものであります。しかし地方交付税は、従来地方財政の歳入構成の中で実に重要な役割を果して参っておりまして、従って、地方公共団体の財政状態を左右する法律であるといつても過言ではないと思ひます。本改正案が提出されてから、全国の知事会あるいは市長会、町村会等から、こぞつて、二六%では地方財政を堅持することとは困難である、少くとも二八%に改正してもらいたいという強い陳情があつたこともさうした意味だと私は思ひます。しかしわが党といたしましては、従来この地方交付税の税率は三〇%にすぎないという態度をずっと堅持して参りましたけれども、今次さうした地方公共団体の強い要求もございまして、あるいは予算がすでに通過しているという現状の中に立つて、与党の諸君も了解できる範圍という事で、二八%に改正することを私たちは本国会において主張して参つたわけであり

ますが、なおさういふ状態の中から、御存じのように与党並びに野党であるわが党の共同修正案という形で、二七・五%に法律改正ができるならば、社会党としてもそれに同調する党内の空氣もあるといふことも明確にいたしまして、實質的に二大政党対立下における野党として最もほほえましい態度を私たちは堅持して参つたわけでありました。しかし、自民党の当行行政委員会の諸君は、もちろん党内においてわれわれも感謝すべき努力をしたといふことは聞いておりますけれども、結論的にはこの法改正になつて現われてこなかったことは実に私は残念だと思ひます。

自民党並びに政府は、ややともすればきれいどころには陳情は無条件に聞くような動きもありまして、御存じのように芸者の花代は一昨年の十割が三割になり、三割が、本年度は一割五分という大幅な減税処置も講ずるし、あるいは遊興飲食税の公給徴収証においても任意選択制をとるといふような、全くきれいどころには陳情そのままを受け入れる態勢もありますが、困との最も協力関係にある地方公共団体の代表の方々が長年にわたつて切実に要求され陳情されてゐる交付税の引き上げに對しては、努力はされておつたといふことは了解いたしますけれども、結論的には法改正に至らなかつた。しかも私たちは、三十三年度から二七・五%でも何とかわれわれとしても同調しようといふ謙虚な態度をとつたのです。が、さういふ結果に至らなかつたことは実に私は残念だと思ひます。さういふ状態の中で本法が審議され参りましたので、社会党としてはや

むなく共同提案という形をとれなかつたのですが、党独自の二八%修正案というものを提出したのであります。従つてこれは、民主政治の基本であるいわゆる世論にたえて、最も党としての正しい態度を私たちは堅持したと確信をいたしております。なお、内容的には御存じのように本年度は千八百六十七億といふ交付金が交付され、三十三年度の清算分六億、なお、先般本院を通過いたしました昭和三十一年度分交付金を、特例を設けまして八十六億交付するといふことになりましたので、合計千九百五十九億といふ交付金が交付されることになりました。しかし、二六%そのものが来年度へ繰り込まれるといふことになりまして、本年度の交付金の総額よりも減少するといふようなおそれがあると思つてあります。従つて、少くとも本年度の交付金を確保する、なおできれば、来年度に困難を來たして参ります地方財政を交付金の増額に基いて援助いたしたいという気持から、通算をいたしましても二八%という税率はどうしても与えなければならぬと私は思つてあります。さういふ状態にもかかわらず今度改正されないといふことに對して、社会党としては実に不満の意を新たにいたしておる次第でございます。

従つて、党内の事情は従来あるといひましたが、できれば、本委員各位の御協力を、最後の努力として、わが党が出して参りました二八%に賛成していただいて、当委員会が永年地方財政援助のために努力した実をここで結んでいただきたいことを切にお願いいたします。原案に反対し、わが党の提出いたしました修正案に賛成の討論を

終りたいと思ひます。(拍手)
○門司委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。まず、北山愛郎君より提出の、地方交付税法の一部を改正する法律案に對する修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)
○門司委員長 起立少数。よつて、北山愛郎君提出の修正案は否決せられました。

次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○門司委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決されました。

ただいま可決されました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、委員長のもとに、鈴木直人君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。鈴木直人君。

○鈴木(直)委員 動議として提出いたしました附帯決議は、ただいま可決されました地方交付税法の一部を改正する法律案——政府提案のものであります。が、この政府提案の法律案と一体をなす性質のものと考えましてこの附帯決議を出していただくわけでありまして、わが党といたしましては、この附帯決議といふものをきかめて重要視し、この附帯決議を將來実行するといふ建前のもとに政府の案を承認して、さういふ觀念を持つて附帯決議であるといふことをまず申し上げたいと思ひます。

の趣旨弁明をいたします。まず、その内容を朗讀いたします。

附帯決議案
政府は、地方財政の現況にかんがみ、左の措置を講ずべきである。
一、昭和三十三年以降における公債費の処理及び勤務地手当制度の改正に伴ひ増加する財政需要額に對し、地方交付税率を一・五%引き上げることに依り措置すること。
右決議する。

これが附帯決議の案文であります。この際、念のために一、二点弁明をいたしておきたいと思つてあります。

その第一点は、この附帯決議は私の所屬いたしております自由民主党におきまして、黨議として正式に決定せられたものであるといふことを明らかにいたしておきたいと思ひます。自由民主党の内部におきましては、この際地方交付税の税率、政府案によりまして二六%であり、それを改正して、二七・五%に引き上げておくべきである、法律を修正しておくべきであるといふ意見を持つてゐる者が、相当多くあつたのであります。ことに地方行政委員全員におきましては、その意見に一致いたしておつたといふことは事実であります。しかしながら社会党の提案のように、この税率の改正は三十二年以降における税率の改正ではなく、三十三年以降における税率の改正であります。従ひまして昭和三十三年度におきましては、政府提案の二六%を承認をいたしておるのでございまして、社会党案には自然反對せざるを得ないのであります。従ひまして先ほど政府案には賛成をいたしました

のでありますが、この案文にある通り、昭和三十三年度以降においては、地方交付税率を一・五%引き上げることににより措置することというところでありまして、必ずしもこの際交付税率の引き上げを修正をいたさなくてはならないと、たゞ昭和三十三年度の予算編成を通じて、地方交付税率の改正は予算を伴うものでありまして、その際に法律の改正をいたしまして、決しておそいという段階ではないのでございまして、特に党内におきましては、執行部の一致したそのような御見解でございました。従いまして党内におきまして、この際交付税率を修正しておくべきであるという意見を持つておる議員の方々も、この附帯決議が必ずその段階に到達した場合に実行されるということであるならば、この附帯決議によつて、この際政府原案を承認しておくべきであるという意見になったような経過であります。従いまして継続会におきましても、代議士会におきましても、党執行部がこの原案を提案をしまして、満場一致をもって党議として決定せられておるものであるということ、この際明らかにいたしておきたいと思つております。

なおこの内容におきましては、説んで字のごとくございまして、三十三年度以降における地方交付税率の引き上げであります。従いまして地方交付税率の増額ではない、また地方交付税率の自然増があるというには関係のないものであるということ、ことにこの一・五%を引き上げるという理由は、三十二年度において公債費の処理として行われているところの措置を恒久化し、また勤務手当制度の改正に伴うところの増加した財政需要額を計算した結果当然出てきたところの率をここに税率の引き上げとして法律の改正をしようという内容を持つておるものであるというところをつけ加えて申し上げて、提案の理由の説明をいたす次第であります。

○門司委員長 ただいまの鈴木君の動議に對しまして池田大蔵大臣の所見を求めたいと思ひます。

○池田國務大臣 政府は誠意をもつて御決議の趣旨に沿ひたいと存じております。

○門司委員長 他に御質疑はありませぬか。

○大矢委員 私どもこの法案に反對したのでありますから、こういう質問をするのはどうかと思ひますが、念のため一応お聞きしたい。聞くところによりますと、与党の間でしばしば政府と折衝の結果、こういう附帯決議が決定したということでありませぬ。その際にもし数字を入れるならば来年度の予算の編成に對して拘束を持つ。そこで数字を入れずしてやるならば、必ず意思に沿うといつたけれども、なおかつ委員の間で強い要望のために、そういう数字を入れたということでありませぬ。もちろん尊重されるのだからして、結果としては実現すると思ひますけれども、いわゆる拘束力を持つとか持たないとかいふようなことで非常に問題になったということでありませぬから、私は今の附帯決議は拘束力を持つものである。政府のきまつた数字が入つたのであるからして、そういうことに解釈して差しつかえないかどうか、この点だけをお伺ひしておきます。

○池田國務大臣 党内におきまするいろいろな折衝の点につきましては、私は十分存じております。今鈴木委員から言われたようにいろいろ理由があつたようでございするが、今回地方行政委員会が附帯決議として御決定になりましたこの案につきましての政府の所見は、ただいま申し上げた通りでございします。

○大矢委員 私は特にお尋ねしたのは、しばしば附帯決議というものは、あまり尊重されてない。尋ねたときには尊重します、こう言つています。今までのいきさつからいって、数字が入つた限りはわれわれはそう解釈していいかどうか。ただ尊重するといふ意味でなく、従来と違ふのだ、誠意をもつてという言葉があるから必ず実現するといふ、もっと強い拘束力を持つものである、こういうふうな解釈して差しつかえございせんかということをお聞きしてゐる。

○池田國務大臣 誠意をもつてこの趣旨に沿ひたいと、こう書いてある（笑聲）答えておるのであります。そのようにお考えいただいたらいいのであります。拘束力あるないの問題は、私は国会自体の問題でございまして、政府がこの趣旨に沿ふようなことをした場合、そのときに国会が御決議になることで十分だと思ひます。

○門司委員長 私から池田大蔵大臣にお願ひしておきますが、今大臣の発言の中に「書いてある」という言葉がございしましたが、私は將來非常に問題を起こすと思ひますので、大臣の意思であるということにはつきりしておきませんと、これは書いてあつたからそのまゝ読んだんだというふうなことで、どうも大臣の意思でないように思えますので、その点取り消していただきたいと思ひますが……

○池田國務大臣 私は書いてあることを私の氣持として申し述べておるのでございします。メモに書いてある、書いてあるないの問題ではありませぬ。私の氣持で申し上げておるのであります。

○門司委員長 どうです、池田さん、ほんとうに今の「書いてある」という言葉が、また將來ひつかかるようなことがあつても困ると思ひますので、一つあつさり取り消していただいで、大臣の意思だということにしていただければそれでいいのですが……

○池田國務大臣 もう一べん申し上げましよう。大蔵大臣としてお答え申し上げます。政府は誠意をもつて御決議の趣旨に沿ひたいと存じます。これが私の意見でございします。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

しては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございせんか。

○門司委員長 御異議のないものと認めまして、さう取り計らいます。

○門司委員長 なお、この際交付公債に關する件について、鈴木直人君より動議が提出されておりますので、その趣旨の説明をお願いいたします。

○鈴木直人委員 交付公債に關する決議を動議として委員長に提出してありますが、この案文を朗讀いたします。

決議案
国の直轄工事に對する地方団体の分担金は、その特殊性に基き、交付公債により納付することができ、ものとされてゐるが、地方財政の現状及び直轄事業の本質等に鑑み、政府は、交付公債を無利子とする措置を講ずべきである。

右決議する。

この内容が、その案文であります。この内容につきましても、この案文に、きわめて明瞭に書いてあります。従いまして今さらいろいろ御説明する必要もないと思ひますので、その点はこの案文の通りであるということ、申し上げまして、説明にかえたいと思ひます。

○門司委員長 ただいまの鈴木君の動議に對しまして御質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

○門司委員長 ほかに質疑はございせんか。

決議と決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○門司委員長 起立総員。よって鈴木君提出の決議案は本委員会の決議と決定いたしました。

なお、お諮りを申し上げますが、右の決議案の取扱いにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○門司委員長 御異議ないものと認めます。さよう取り計らうことにいたします。

次会は明十六日午前十時三十分より開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時三分散会

〔参照〕

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（別冊附録に掲載）